

選挙公報

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部

2026 年度役員改選に関するお知らせ

2025 年 11 月 15 日

選挙管理委員会 委員長 中村 高淑

「役員選出規約」並びに「役員選挙細則」に基づき、2026 年度役員改選について次の通り告示します。

1. 幹事改選（16 名以内）

(1) 今回幹事の改選が行われる地域会（各地域会定数 1 名以内、計 11 名以内）

埼玉地域会、栃木地域会、茨城地域会、新潟地域会、杉並地域会、世田谷地域会、千代田地域会
中央地域会、城南地域会、城北地域会、港地域会

(2) 今回自由選挙（委員会・部会・地域会を問わず）による幹事改選（定数 10 名の内、5 名以内）

2. 監査改選（1 名）

支部監査は、支部役員会において選出し、支部総会の承認により選任する。

3. 選挙権と被選挙権及び役員の任期

(1) 役員選出規約の第 5 条により以下の通り規定されています。

選挙権：選挙権を有する正会員とは、選挙告示の日から 1 ヶ月前に正会員としての資格を有する者。

今回の適用要件：2025 年 10 月 15 日以前

被選挙権：被選挙権を有する者とは、選挙告示の日から 1 ヶ年前に正会員としての資格を有する者。

今回の適用要件：2024 年 11 月 15 日以前

(2) 役員の任期は支部規約の第 7 条により以下の通り規定されています。

第 7 条 4. 支部役員（支部長を除く）の任期は 1 期 2 年とし、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部総会の終結の時までとする。

5. 支部役員の任期は原則 2 期を限度とするが、特別の事由があり支部役員会が認めた場合は 3 期までの再任を妨げない。

4. 幹事（地域会枠）の届出

所定の「推薦届出書」に必要事項をご記入のうえ、期限までにご提出ください。

5. 幹事（自由枠）の届出

所定の「立候補届出書」に必要事項をご記入のうえ、期限までにご提出ください。

正会員 3 名以上の推薦を得た推薦立候補

6. 届出書の提出期限

届出書は、所定の書式により、持参又は郵送で選挙管理委員会宛へ期限までにご提出ください。

選挙公報

提出期限は **2026 年 1 月 9 日(金)**です。＜必着＞

届出書式は、支部事務局へお申し付けください。

TEL : 03-3408-8291 E-mail : info-kanto@jia.or.jp

◎2025 年度選挙管理委員会

【委員長】 中村高淑（中村高淑建築設計事務所）

【副委員長】 青木恵美子（エーエープランニング）・市村宏文（エルスト）

【委員】 飯井雅裕（飯井建築設計事務所）・室伏次郎（スタジオ アルテック）
神成健（神成建築計画事務所）・山下和希（アトリエ・アースワーク）

◎2026 年度役員選挙にて選出する役員数

【幹事】 16 名以内

地域会枠（各 1 名以内、計 11 名以内）

埼玉地域会、栃木地域会、茨城地域会、新潟地域会、杉並地域会、世田谷地域会、千代田地域会

中央地域会、城南地域会、城北地域会、港地域会

自由枠（定数 10 名の内、5 名以内）

【監査】 1 名

◎2025 年度任期満了となる役員氏名

【幹事】 新井かおり（埼玉）・栗原弘（栃木）・下山田清之（茨城）・阿部義昭（新潟）・田村克己（杉並）・
長井隆志（世田谷）・太田安則（千代田）・木村智（中央）・木村利雄（城南）・信原利行（城北）・
宮田多津夫（港）・会田友朗（自由）・相野谷誠志（自由）・水越英一郎（自由）・安川智（自由）・
山口満（自由）

【監査】 上浪寛

◎2026 年度留任する役員氏名

【幹事】 清水智津子（神奈川）・河原泰（千葉）・上村千秋（群馬）・奈良田和也（山梨）・勝山敏雄（長野）・
小池正人（中野）・大塚浩子（三多摩）・土居志朗（新宿）・村山隆司（城東）・加藤大作（文京）・
牛込昇（渋谷）・福田之一（目黒）・井原正揮（自由）・大山早嗣（自由）・鹿田健一朗（自由）・
田端友康（自由）・永峰麻衣子（自由）

【監査】 森暢郎

＜電子メールアドレスのご登録・変更のお願い＞

2024 年度は電磁的方法の実施に向けた事前意思確認を行い、**2025 年度以降は支部役員選出時の広報や選挙、支部総会の招集は「メールでの電磁的方法」に移行していきます。**ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、会員の皆様に電子メールが確実に届くよう、**電子メールアドレスのご登録・変更は必ず事務局までご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。**

＜お問い合わせ＞

公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-3-18 JIA 館

Tel : 03-3408-8291 E-mail : info-kanto@jia.or.jp

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部役員選出規約

制定 1987 年 7 月 7 日
一部改正 1995 年 5 月 22 日
一部改正 1999 年 5 月 20 日
一部改正 2000 年 5 月 24 日
一部改正 2007 年 5 月 17 日
一部改正 2014 年 5 月 09 日
一部改正 2016 年 5 月 17 日
一部改正 2017 年 5 月 18 日
一部改正 2018 年 5 月 18 日
一部改正 2019 年 5 月 21 日
一部改正 2023 年 5 月 26 日
一部改正 2024 年 5 月 29 日

第 1 章 総則

(規約の制定)

第 1 条 この規約は、支部規約第 7 条第 3 項の定めにより制定する。

(選出の方法)

- 第 2 条 支部長は、支部長理事として本部役員選挙により選出されるため、支部長の選出についてはこの規約では定めない。
- 支部幹事は総数 20 名以上 33 名以内とし、各地域会毎に割り当てられた定数 1 名以内については、当該地域会に所属する正会員の内から当該地域会において選出し、残る定数については支部に所属する全ての正会員による自由選挙によって選出する。自由選挙によって選出する定数は、役員会の決議により定める。上記により選出された支部幹事は、支部総会の承認により選任する。
 - 副支部長は、当支部より選出された理事及び支部幹事の内から支部長の指名により支部役員会の決議により選任する。
 - 支部幹事長・支部副幹事長・支部常任幹事は、支部幹事の内から支部長の指名により支部役員会の決議により選任する。
 - 支部監査は、支部役員会において選出し、支部総会の承認により選任する。

(選挙の方法)

- 第 3 条 選挙とは、第 4 条に定める立候補者を正会員の直接投票によって選ぶ制度を言う。
- 前項の投票は選挙人無記名による郵送又は電磁的方法によるものとする。
 - 立候補者が定数と同数又は定数に満たないときは、全員選出されたものとする。
 - 前項の立候補者が定数に満たないときの取り扱いについては、選挙管理委員会が定める。

(立候補)

第 4 条 被選挙権を有する正会員は、選挙権を有する正会員 3 名以上の推薦を受けて立候補者となることができる。

(選挙権と被選挙権)

- 第 5 条 選挙権を有する正会員とは、選挙告示の日から 1 ヶ月前に正会員としての資格を有する者。
- 被選挙権を有する者とは、選挙告示の日から 1 ヶ年前に正会員としての資格を有する者。

第 2 章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会委員)

- 第 6 条 支部長は、選挙が民主的かつ公正に執行されるために、支部に役員会から独立した機関として、選挙管理委員会を設置する。
- 選挙管理委員会の委員長及び委員は、支部長が定数 6 名以上 8 名以下の範囲で任命する。
 - 選挙管理委員会委員は、当支部及び公益社団法人日本建築家協会役員選挙に関して被選挙人になれないと共に立候補者の推薦人にならない。
 - 選挙管理委員会は、委員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ議決することが出来ない。

- 議決は、多数決とし、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 委員は、代理出席を認めない。
- 選挙管理委員会は単年度制とし、当該選挙を執行管理し、その選挙の結果を速やかに支部長に報告し、公告することによって任務を終了し、総会の終了と共に自動的に解散するものとする。
- 支部役員の選挙にかかわる細則等は選挙管理委員会において制定し、又は改廃することが出来る。

第 3 章 役員の選挙

(広報)

- 第 7 条 選挙の広報は、支部正会員に対して、支部会報等掲載又は電磁的方法によって次のような順序で行われる。
- 第 1 回 選挙の告示、第 8 条に定める立候補の届け出に関すること、選挙管理委員会に関すること(細則含む)の発表。
 - 第 2 回 立候補者の抱負並びに推薦理由を掲載した立候補者名簿、投票開始日、投票終了日及び投票に関する注意書、投票用紙を郵送又は電磁的方法とし支部正会員に配布又は配信。

(立候補の届け出)

- 第 8 条 届出は所定の用紙にすべて必要な記載を行い、規程の日限までに必着するよう、選挙管理委員会に提出又は郵送するものとする。

(当選人の決定)

- 第 9 条 有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。得票数が同一の場合は、選挙管理委員会が抽選で順位を決める。
- 投票に関する有効、無効の判断は、選挙管理委員会の専決事項とする。

(規約の改廃)

この規約の改廃は支部総会の決議による。

付則

- この規約は 2024 年 5 月 29 日より施行する。

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部役員選挙細則

制定 1987 年 7 月 7 日
一部改正 1995 年 5 月 22 日
一部改正 2000 年 11 月 30 日
一部改正 2003 年 10 月 30 日
一部改正 2013 年 11 月 20 日
一部改正 2015 年 1 月 15 日
一部改正 2016 年 11 月 1 日
一部改正 2017 年 11 月 14 日
一部改正 2019 年 10 月 29 日
一部改正 2022 年 10 月 17 日
一部改正 2024 年 1 月 23 日

1. 細則制定の根拠

この細則は、役員選出規約の第 6 条 8 項の定めにより制定する。

2. 選挙に必要な書式

- 選挙の届け出及び投票は、選挙管理委員会が制定した書式によって行う。
- 選挙管理委員会は、立候補の届出期限の 1 4 日前迄に役員選出規約の第 7 条に定める、第 1 回選挙の告示を行わなくてはならない。
- 選挙管理委員会は、役員選出規約の第 7 条に定める、第 2 回の通知を、投票期日の 1 4 日前迄に各選挙人に行わなければならない。

3. 選挙の方法

a. 地域会割当枠の選出

- 1) 県域の地域会は 1 名、都内の地域会は 1 名以内を選出する。
- 2) 都内の地域会が幹事を不選出とする場合、当該地域会は文書により申し出のうえ、支部役員会の承認を得る。
- 3) 地域会割当枠の幹事が不選出の場合、その枠は 2 年間凍結され、その人数分役員定数が削減したものと読み替える。
- 4) 凍結期間中の 2 年目に役員を選出する場合、残任期間 1 年とする。
- b. 選挙は幹事のうち、地域会割当枠以外の自由選挙枠の幹事の選挙とする。なお選出された幹事及び監査は、支部総会において選任する。

4. 投票の効力

a. 有効な投票

- 1) 投票者の意志が明らかに記載されている投票は次項の場合を除き有効とする。
- 2) 連記投票の場合、同一氏名を重複して記載したものは 1 個の記載とみなす。
- 3) 連記投票の場合、所定の員数に満たない記載は、その総てを有効とする。
- 4) 同一の氏名、氏または名の立候補者が 2 人以上いる場合において、そのいずれかを区別し難い投票は当該者の他の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合は 1 票未満の端数は切り捨てる。

b. 次の各号の一に該当する投票は無効とする。

- 1) 選挙期日後に到着したもの（開票前に到着したもので、選挙期日までの消印のあるものは有効）。
- 2) 何人を記載したか確認し難いもの。
- 3) 立候補者名簿に記載した立候補者以外の記載をしたときは、その部分のみ無効とする。
- 4) 連記投票の場合は、所定の員数を越えて記載したものはその全部を無効とする。
- 5) 連記投票の場合、一部の氏名が確認し難いときはその部分のみ無効とする。
- 6) 所定の投票用紙を用いない投票。

c. 上記のほか、判定し難い投票の効力については、選挙管理委員会が決定する。

5. 当選人の決定及び補欠選挙

- 立候補者が定数一杯又は定数に満たない場合は、立候補者全員を当選とし、補欠選挙を行うことができる。ただし、支部総会までに補欠選挙で当選人の選出が出来ない場合は欠員とし、翌年度の選挙に併せて欠員選挙を実施する。
- 改選期以外の場合においても、役員定数の 3 分の 2 を割るような状況が生じた場合は、原則として補欠選挙を行う。
- 選出された幹事及び推薦された監査は、支部総会において選任する。

6. 選挙の無効

- 選挙管理委員会が、選挙が役員選出規約もしくはこの細則に違反して行われた事実を認知した場合、協議の上、選挙の結果に異動のあると認めた場合は選挙の一部または全部を無効とする事がある。
- 正会員は選挙が役員選出規約もしくはこの細則に違反して行われたことを理由に、当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後 1 ヶ月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申し立てをすることが出来る。この場合には選挙管理委員会は、それが選挙の結果に異動を及ぼす恐れがあると認めたときは、選挙の全部または一部の無効を決定する。
- c. 前項による当選の無効の決定があったときは、次点者をもって充てる。

7. 立候補者の推薦

推薦人は選挙権を有する正会員とし、立候補者を 3 名まで推薦できる。

8. 届け出

- 立候補の届け出は所定の書式に必要な事項を記載し、指定の期限までに届け出を行う。
- 選挙管理委員会は、立候補の届け出を受理した場合は、記入事項を満足した上、被選挙権の有無、推薦者の資格及び立候補者の容認を確かめ、これを立候補者名簿に登載する。立候補者の容認は本人の自署による。
- c. 立候補者は、立候補届け出締め切り後 3 日以内に選挙管理委員会に届け出をしなければ、その立候補者たることを辞退することが出来ない。

9. 補欠選挙

細則 5. の a. b. の補欠選挙にあつては、役員選出規約及びこの細則を準用する。

10. 欠員の補充

- 幹事に欠員が生じた場合は、原則として次点者の繰り上げ当選により補充を行い、補充選挙は行わない。但し、次点者がいない場合においては、残任期間について支部長が指名し、補充することができる。
- 監査に欠員が生じた場合は、残任期間について支部長指名により選任補充を行う。
- c. 欠員とは、支部役員選出規約第 2 条 2 で定めた、支部幹事総数の定数を下回った場合をいう。

11. 記録の保存

選挙管理委員会は、投票の記録を作成し、全投票とともに当該選挙にかかわる役員の任期間、保存しなければならない。

12. 選挙に関する活動

- 会員は、立候補者の支援、立候補の宣伝のため本会の名誉、目的に反する不公正な行為をしてはならない。
- 上記の目的のため、本会の事務局職員の協力、施設の使用の便宜を得てはならない。

13. 被選挙権者の会費納入

役員選出規約の第 5 条 2 項の被選挙権者は、役員資格の重要性に鑑み、立候補届け出締め切日までに当該年度の会費を完納するものとする。

付則

- この細則は 2024 年 1 月 23 日より施行する。